

第四次 草加市総合振興計画

基本構想：2016(平成28年度)－2035(令和17年度)
第二期基本計画：2020(令和2年度)－2023(令和5年度)

概要版

快適都市・地域の豊かさの創出

草加市

第四次草加市総合振興計画

基本構想・第一期基本計画

概要版

2020-2023

草加市



概要版

第四次草加市総合振興計画

令和2年(2020年)3月発行

発行 草加市

住所：〒340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号

電話：048-922-0151(代)

ホームページ：<http://www.city.soka.saitama.jp/>



「やさしさがあふれるまち 草加」
だれもが安心して暮らせる
「快適都市」の実現へ

草加市長 浅井 昌志

ここに「第四次草加市総合振興計画第二期基本計画」を冊子としてとりまとめましたので、皆様にお届けします。

平成 27 年（2015 年）9 月に制定し、翌年スタートした第四次基本構想は、令和 17 年（2035 年）を目標に、草加市がめざす都市像「快適都市～地域の豊かさの創出～」を実現していくための道標となるものです。また、基本計画は、基本構想を実現するための総合的な計画で、令和元年（2019 年）草加市議会 9 月定例会で議決されました。

策定に当たって、熱心にご審議いただきました草加市振興計画審議会や市議会議員の皆様、そして貴重なご意見・ご提案をいただきました数多くの市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

少子高齢化が進み人口減少社会を迎える中で地域の豊かさを創出するためには、さまざまな課題に関して行政だけで解決するのではなく、市民の皆様とともに考え、ともにまちをつくるという取組が今後一層重要になります。

また、行政においても事業の一つひとつを不断に検証しながら、事業間あるいは施策間の関連性を意識し、一つの施策が他の施策にも影響を与えるよう意識しながら必要な改革・改善を進めつつ事業に取り組むことが求められます。

第二期基本計画では、「持続可能性の向上」「ブランド力の向上」「コミュニティ力の向上」の 3 点を、第一期基本計画に引き続き「快適都市」を実現するための重点テーマとして位置付けています。まちづくりにおいては、めざす都市像に向けて、着実に歩みを進めていかなければなりません。第一期基本計画の 4 年間にスタートした、地域の豊かさを創出するための様々な取組は、これからの 4 年間においても少しずつ成果としてあらわれます。また、第二期基本計画での取組は、近い将来に必ず実を結ぶことになるでしょう。

草加市は 60 余年の歴史の中で歴代の市長、市議会を含む各界の諸先輩の皆様、そして、市民の皆様が築いてこられた基礎の上に成り立っています。その基礎をしっかりと引き継ぎながら、社会や市民ニーズの変化、今後予想される諸課題に的確に対応し未来を切り開き、また、これまで市民の皆様とともに育ててきた地域のつながりや支え合いの力であるすばらしい市民力、地域力を高め、『このまちに住み続けたい』『このまちで子どもを育てたい』『このまちを訪れたい』と願っていただけるような魅力あるまちづくりにこれからも取り組んでまいります。

この基本構想・基本計画をもとに、だれもが安心して暮らせる、持続可能な「快適都市」実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

ともにまちづくりを進めてまいりましょう。

Contents

（基本構想）

総合振興計画の期間と構成	1
計画の前提となる条件	1
草加のめざす都市像	2
構想の体系	4
地域経営を進める市役所	6

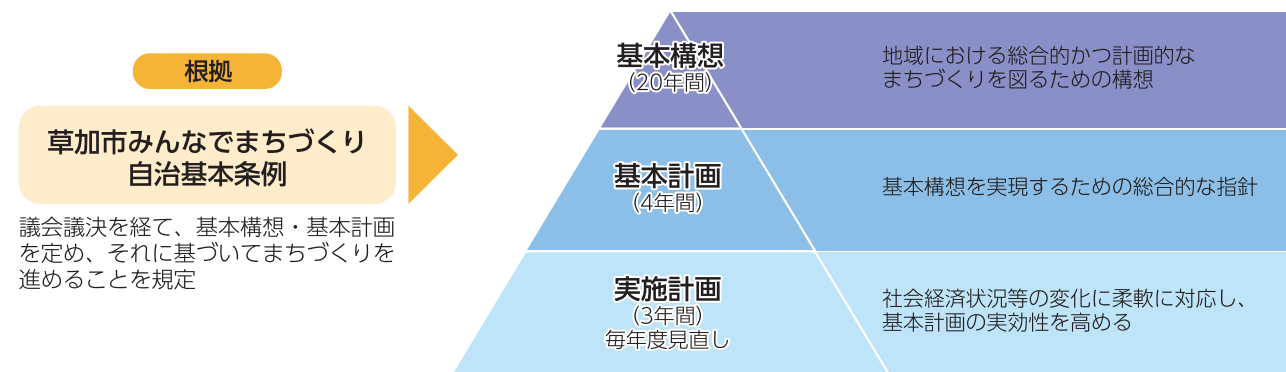
（基本計画）

基本計画の総論	7
重点テーマ	8
施策体系図	9
各施策	10

1

総合振興計画の期間と構成

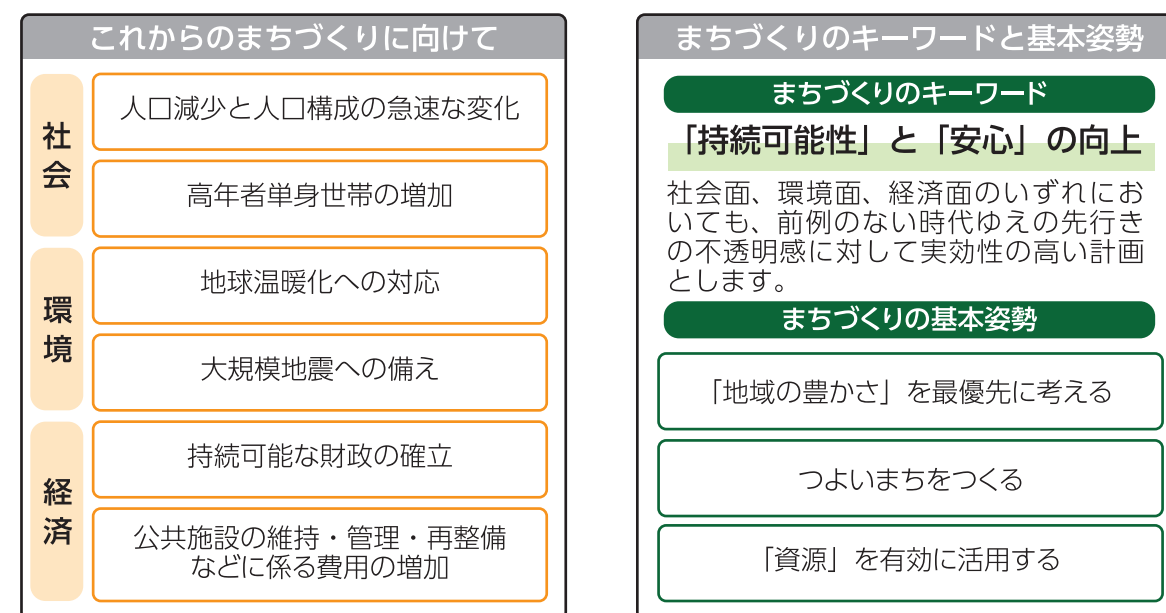
第四次草加市総合振興計画は、平成28年度（2016年度）から令和17年度（2035年度）までの20年間を計画期間とします。また、この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成しています。



年度		平成			令和																	
		28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
基本構想		第四次草加市総合振興計画基本構想																				
基本計画	第一期	第一期基本計画																				
	第二期				第二期基本計画																	
	第三期							第三期基本計画														
	第四期										第四期基本計画											
	第五期																第五期基本計画					

2

計画の前提となる条件



1 将来像



「快適都市」は、永遠のテーマというべきものですが、本市では第二次基本構想のときから、この都市像をめざして、まちづくりに取り組んできました。

「快適都市」は、「いつまでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。

「快適都市」の4つの基本的要素

- 1 **快適な環境** …… 環境にやさしい水とみどりのまちをつくる
- 2 **安全と安心** …… 人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる
- 3 **活気の創出** …… にぎわいのあるまちをつくる
- 4 **地域の共生** …… とともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

2 将来の人口と将来都市構造

1) 将来の人口

本市の将来人口（令和17年＝2035年）は約23万人を想定します。

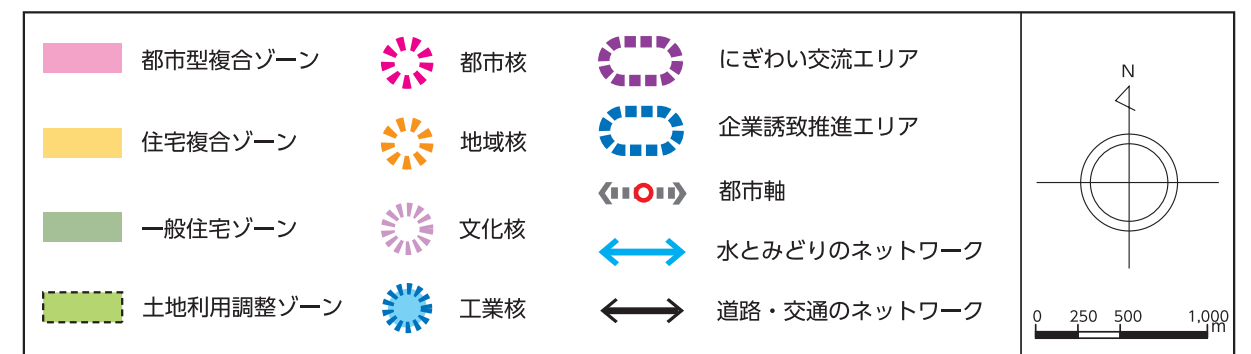
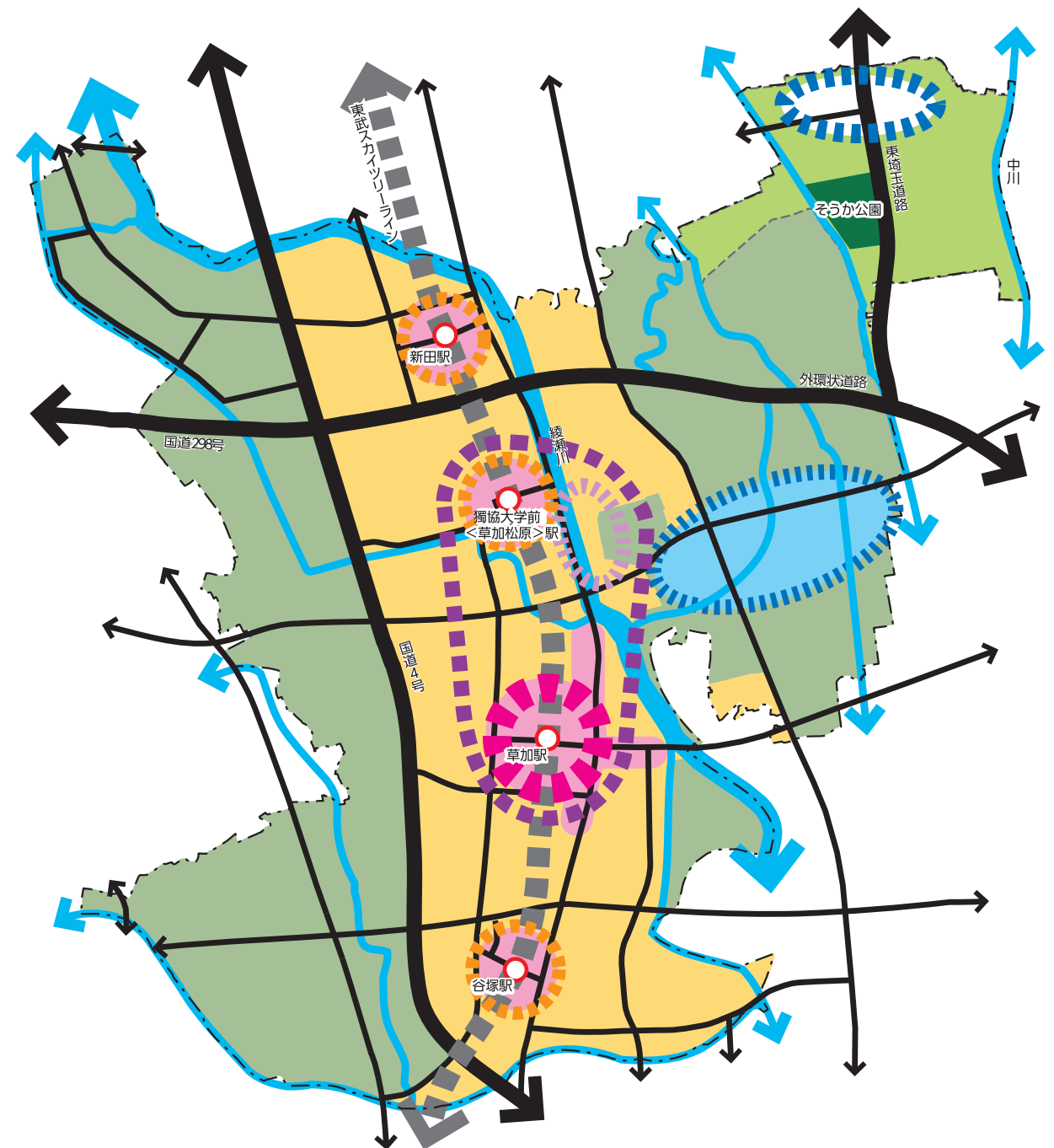
国全体で人口減少がはじまり、今後首都圏近郊でも人口減少が進むことが想定される中、本市の人口もゆるやかに減少していくものと考えられますので、一定の人口減少と人口構成の急速な変化に柔軟に対応し、地域の豊かさが実感できる、快適都市の実現をめざします。

その一方で、地域の活力を維持していくためには、人口規模を維持することが重要であることから、人口減少をできるだけ少なくするための取組を積極的に進めます。

2) 将来都市構造

将来都市構造は、草加市がめざす都市としての独自性を持ちつつ、市内の均衡ある発展をめざすために、人々の活動舞台となる「核や拠点」、都市の骨格となる「軸やネットワーク」、土地利用の枠組みとなる「ゾーン」の3つの要素から構成します。

3 将来都市構造図



1 快適な環境 ～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる

1) 水とみどりのまちづくり

かつて身の回りに豊かにあったみどりが都市化の進展で急速に失われました。残されたみどりを守るとともに河川の水質浄化を進めることで、やすらぎのある空間づくりを推進します。また、市民が親しめる水とみどりの空間を保全することで、地域の財産である水とみどりを大切にする気持ちや地域への愛着を醸成していきます。

2) 環境との共生

私たちには、次の世代も快適に生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められています。

そのために私たちが心がけることは、様々な機会環境について知り、学ぶことが必要です。

また、まちづくりにおいても、様々な工夫をして環境への負荷を減らしていくことが求められています。

地球環境保全のためにも、草加の環境を考え、行動していきます。

2 安全と安心 ～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

1) 良好なまちづくり

都市をかたちづくり、快適さを生み出すためには、適正な土地利用と人が集まる拠点づくり、拠点と拠点、拠点と生活の場などを結ぶネットワークづくりが重要となります。

そのため、4つの核と各地域の拠点とがそれぞれ結びつきながら補い合う多極多層型の都市構造へ転換し、だれもが快適に暮らせるまちづくりをめざします。

2) 安全で円滑な交通

人や物を循環させる交通が円滑でないと都市の機能は低下してしまい、私たちの日常生活や市内での生産活動、高齢者などの交通弱者の移動手段など、様々な面に影響を及ぼします。

そのため、幹線道路や生活道路などの整備、安全に人が歩ける歩行者空間の形成、持続可能な公共交通網の構築、平坦な地形条件から利用が多い自転車などが利用しやすい環境づくりをめざします。

3) 安全性の高いまちづくり

近年の頻発する自然災害など、私たちの安全に関するニーズは高まっており、安全で安心して暮らせることが市民生活の必須の条件です。

現在、本市に住んでいる私たちが、ずっと住み続けたいと思えるよう、また、市外から本市に移り住みたいと思っていただけるよう、防災、防犯、交通安全などの対策や、安全な水の供給、安定した污水处理など、安全で安心なまちづくりに取り組みます。

3 活気の創出 ～にぎわいのあるまちをつくる

1) にぎわいの創出とものづくりの発信

多様な産業が息づく草加の魅力や活力をさらに向上させるため、ものづくりを大切にする居住と生産が共存する産業のまちをめざすとともに、点在する歴史・文化資源を保全することはもちろん、ネットワーク化して多くの人に楽しんでいただくことについても検討し、都市観光の振興を図ります。

2) 心地よい風景づくり

次の世代に残さなくてはならないものは、誇りに思える、愛着を覚える風景です。だれもが生活しやすく快適なまちをめざして、適正な土地利用を図るとともに、見た目の美しさだけでなく、ユニバーサルデザインや人と自然の共生をめざした草加らしい風景づくりを進めます。

4 地域の共生 ～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

1) 活力と生きがいのある高齢社会

介護が必要になった人のために介護保険サービスの充実を促進する一方で、高齢者の健康状態などに応じて地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりを進めるなど、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で元気に暮らせるまちをめざします。

2) みんなで取り組む子育て

子どもたちの元気な声があふれる、活気のあるまちをめざします。

また、信頼される学校教育の推進を図るとともに、学校・家庭・地域が、互いに信頼し、絆を深め、連携して支え合い、子どもたちの笑顔がかがやく環境づくりをめざします。

3) とともに暮らす地域づくり

市民と行政との協働を進めるため、必要な支援を行うとともに、特に活動の場については、各地域の拠点づくりに取り組みます。

また、多様性を認め合い、それぞれが人権を尊重しつつ支え合える暮らしやすいまちづくりを進めます。

4) 草加らしい豊かな暮らし

市民活動や学習の場づくり、市民ニーズに応じた多様な学習機会や学習情報の提供などの支援を行い、だれもが健康で、自分の興味に応じて様々な活動ができる、充実した生活が送れるまちをめざします。

まちづくりは、市民・事業者・行政など、本市にかかわる各主体が役割を分担し、連携しながら進めることが重要です。まちづくりへの市民参画が進む中、今後の市役所は、まちづくりのコーディネーターとしての機能が重要になります。また、財政的に厳しさを増していく中で、地域の問題や課題を解決していくためには、より効果的な取組を考え、実行する政策形成能力を高めることが必要です。

1 市民とともに考え行動する職員

「地域の豊かさ」を創出するためには、「行政が市民の声を聴くこと」から、さらに前進し、市民と行政が共通の目標に向かって、ともに考え、ときに一緒に、ときにそれぞれの担うべき役割を果たしていかなければなりません。

これからも、さらに「市民とともに考え行動する」となるよう、人材育成を進めていきます。

2 「地域の豊かさ」を創出するための組織

市民相互の、あるいは市民と行政が協働した取組を進めるとともに、さらに幅広い市民参画の仕組みの整備充実を図ります。

また、市民が求める公共サービスを提供する際の負担を軽減するため、情報通信技術の活用などにより、サービスの仕組みや組織の改革などを進め、市民に信頼される市役所をめざすとともに、大きく変化していく社会状況の中で「地域の豊かさ」を創出していくために、変化を的確にとらえ、柔軟に対応できる組織をつくります。

3 情報公開から情報共有へ

本市の現在や将来に関する情報は、まちづくりを行う上で、重要な「資源」ともなります。

行政が持っている情報、特にまちづくりにかかわる情報については、「公開」から「共有」できる仕組みづくりを積極的に進めていきます。

4 経営手法の導入

財源の大幅な増加が期待できない状況においては、限られた財源で最大限の市民サービスを行うという行財政改革の視点に立った厳しい経営感覚と同時に、計画的な行政運営が求められています。

行政評価制度や民間活力の導入、マーケティング手法、統計手法の導入など、経営の視点に立った行政運営への転換や、公有資産が有効に活用されているかといった点検も必要です。

また、市民の日常的な生活範囲は、通勤通学に限らず、市の行政区域を超えています。今後も市民ニーズにもとづきながら、近隣自治体とのさらなる連携の可能性について、市民とともに検討していきます。

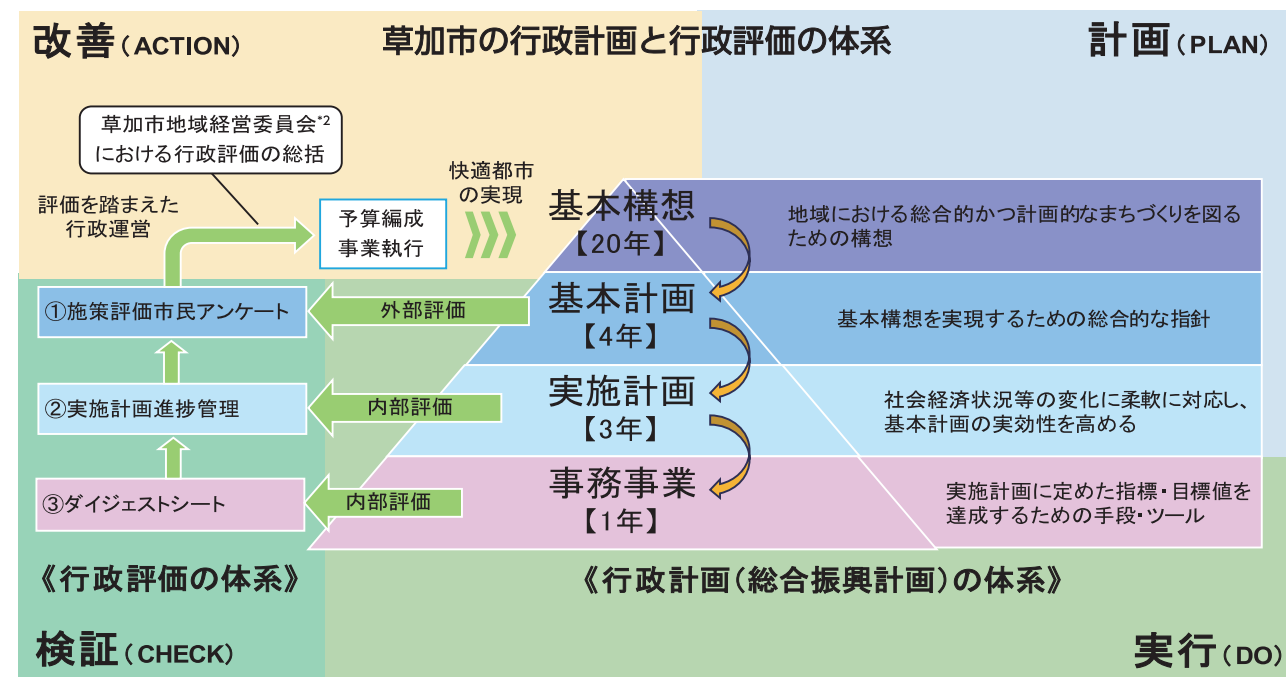
計画の構成と体系

本市では、まちづくりの将来像やその実現のための方向性を示す基本構想と、土地利用や道路や河川、上下水道などの都市基盤に関する中心的な計画であるまちづくりの基本となる計画 草加市都市計画マスタープラン2017-2035（以下、「都市計画マスタープラン」）をまちづくり計画の両輪とし、これらをさらに詳細化した計画として分野別計画を位置付けるとともに、これらの計画を全庁的・横断的に推進していくことで、全ての計画が「快適都市」の実現という共通目標を持った市の計画体系の一部として機能する計画となっています。

行政評価^{*1}による計画の進捗管理と第二期基本計画における取組

第四次草加市総合振興計画では、限られた資源を適切に配分し、その中で最大限の効果を生み出すため、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「検証（CHECK）」「改善（ACTION）」の仕組みをさらに強化することで、計画の進捗状況を適切に管理し、効率的・効果的な行政運営を図ることをめざしています。

第二期基本計画では、基本構想の体系に基づき、41施策で構成をし、基本的には第一期基本計画の取組を継続していきます。その上で、計画本文の体系を、「現状と課題」「施策の方針」と統一を図ることで、第一期基本計画での成果や課題を振り返るとともに、市民にとっても分かりやすい計画とします。また、第一期基本計画において、目標値が達成できていない施策については、これまでの取組を検証しつつ、継続すべきものは継続し、改めるべきものは改め、目標達成に向けて最大限努力をしていきます。



*1 行政評価…行政の活動を何らかの統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる仕組み

*2 草加市地域経営委員会…地域経営の取組を推進するため設置され、経営者、知識経験者、市民で構成される市の附属機関

2

重点テーマ

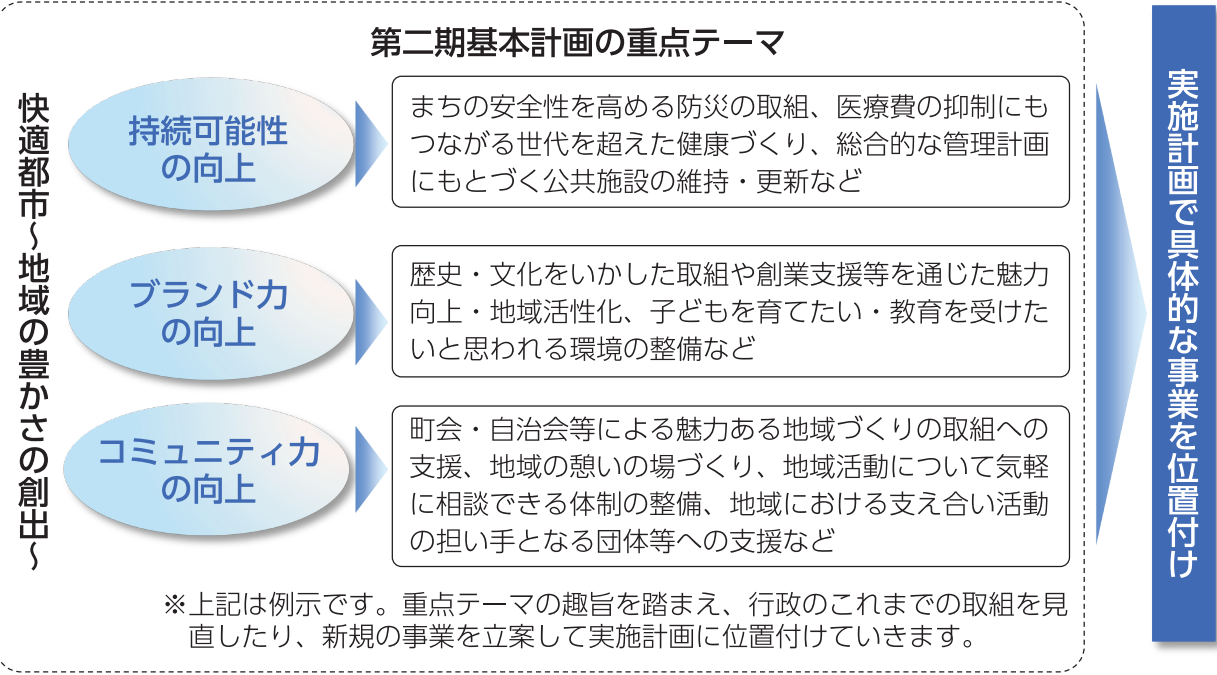
基本構想では、平成28年度（2016年度）からの20年間において、人口減少や高齢化、地球温暖化の進行や大規模災害のリスクの高まり、財政制約の強まりといった点を今後の重要な前提としてとらえ、これからの「快適都市」の実現に当たっては、持続可能性と安心の向上が重視されるとしています。

持続可能性と安心の向上のためには、近い将来に予測される大災害や高齢化の進行など、地域が抱えるリスクへの対応を計画的に進めること、まちの活力を将来にわたって維持していくため、住み続けたい、住んでみたいと思ってもらえるようなまちの「ブランド力」を向上させること、そして、様々な取組を進めていく上での基盤となる「コミュニティ力」を強化することが重要です。

第二期基本計画においても、第一期基本計画に引き続きこれらを重点テーマとして位置付け、これらに対して特に効果が高い取組、先導的な役割を果たす取組で、本基本計画期間内に取り組めるものを優先的に実施することで、厳しい社会状況の中でも効果的・効率的に将来都市像を実現することをめざします。

また、これらの取組を個別に進めては、公共サービスの質を効率的に高めていくことはできません。例えば歩きやすい環境の整備が健康づくりにもつながるように、それぞれの取組の波及効果にも着目しながら、行政の各部局や様々な地域の主体が連携・協働しつつ関わっていくことが必要になります。

なお、重点テーマに該当する具体的な事業については、本基本計画に基づき策定される実施計画で位置付け、中長期的な視点で着実に取り組んでいくとともに、毎年度の予算編成においてその成果を検証し、実施計画のローリング*にあわせて見直していきます。



3

施策体系図

基本構想			基本計画
大目標	中目標	小目標	施策
快適都市・地域の豊かさの創出	(1)快適な環境 ～環境にやさしい水と みどりのまちをつくる	1)水とみどりのまちづくり	施策1 水環境の保全
	(2)安全と安心 ～人にやさしい安心して 住み続けられる まちをつくる	2)環境との共生	施策2 みどりの保全と創出
		1)良好なまちづくり	施策3 環境を守り育てる
		2)安全で円滑な交通	施策4 良好なまちづくりの推進
		3)安全性の高いまちづくり	施策5 交通利用環境の改善促進
	(3)活気の創出 ～にぎわいのある まちをつくる	1)にぎわいの創出と ものづくりの発信	施策6 安全で快適な道路の整備
			施策7 総合的な治水対策の推進
			施策8 交通安全対策の推進
	(4)地域の共生 ～ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる	2)心地よい風景づくり	施策9 危機管理体制の強化
		1)活力と生きがいのある 高齢社会	施策10 防犯対策の推進
	(5)地域経営を進める市役所	2)みんなで取り組む子育て	施策11 安全で安定した水の供給
		3)ともに暮らす地域づくり	施策12 安定した污水处理の推進
		4)草加らしい豊かな暮らし	施策13 地域とともに栄える産業の振興
		1)市民とともに考え行動する職員	施策14 おもてなしの心が息づく観光の振興
		2)「地域の豊かさ」を創出 するための組織	施策15 心地よいまちづくりの推進
		3)情報公開から情報共有へ	施策16 総合的な高齢者施策の推進
		4)経営手法の導入	施策17 児童福祉の推進
			施策18 目指す「草加っ子」(15歳の姿)を 育む幼保小中を一貫した教育の推進
			施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
			施策20 教育環境の整備・充実
			施策21 子ども・青少年育成の充実
			施策22 市民自治の推進
			施策23 地域福祉の推進
			施策24 就労支援・勤労者福祉の推進
			施策25 障がい者福祉の推進
			施策26 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援
			施策27 国際交流・地域間交流の推進
			施策28 人権の尊重
			施策29 学びの成果が発揮される生涯学習の推進
			施策30 草加らしい文化の創造
			施策31 スポーツの推進
			施策32 消費者の自立と支援
			施策33 心と体の健康づくり
			施策34 医療環境の充実
			施策35 市民とともに考え行動する職員の育成
			施策36 市民参画制度の推進
			施策37 社会ニーズへの的確な対応
			施策38 市役所の情報化の推進
			施策39 市政の透明性・公平性の充実
			施策40 計画的で効果的な行政の推進
			施策41 質の高い広域連携の推進

* ローリング… 現実と計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年定期的に行っていく手法

1 水とみどりのまちづくり

施策1 水環境の保全

■市民にとって身近な河川を保全します。

- ・さらに水とみどりが一体となった地域資源の活用を図るため、水質浄化や水量確保、子どもが水辺に近づける親水空間*の創造など、水環境の改善を図り、河川環境の適切な維持管理をめざしながら、水とみどりをいかしたまちづくりを推進します。

施策の柱

- ① 水質浄化対策の推進
- ② 親水空間の創造・維持管理の推進

施策2 みどりの保全と創出

■快適な生活環境を形成するため、みどりとオープンスペースの保全・整備及び緑化を進めます。

- ・「みどりの基本計画」に基づき、水辺空間やその周辺のみどり、みどりと一体となった歴史・文化資源の保全に取り組みます。
- ・みどりとふれあうことができ、地域コミュニティの形成や防災活動の場としても活用できる、地域の拠点となる身近な公園・広場の整備・充実を図ります。
- ・みどりを学ぶ機会の充実、市民による緑化活動や公園管理を推進します。

施策の柱

- ① みどりの保全
- ② 身近なみどりの創出
- ③ 市民との協働による身近なみどりづくり

2 環境との共生

施策3 環境を守り育てる

■身近な自然の保全と環境負荷の低減を図ります。

- ・環境を守り育てるため、市内に残る樹林、農地、河川・水路などの自然環境を、市民が身近に自然とふれあえる場として保全と創出を図り、多様な生物と共生するまちづくりをめざします。
- ・環境負荷の低減については、循環型社会*1の構築に向けての取組として、資源の再利用を促進するとともに、地球温暖化対策として、民間企業や大学などと連携しつつ、再生可能エネルギー*2の導入拡大を図る中で、エネルギー利用の効率化に向けた環境整備の取組への支援などについても検討し、低炭素型まちづくり*3をめざします。
- ・引き続き環境学習を推進し、一人ひとりが環境及び循環型社会の重要性を再認識するよう、啓発事業を促進します。
- ・公衆衛生の維持を図り、環境を守り育てる取組を行っていきます。

施策の柱

- ① 低炭素型まちづくり
- ② 循環型社会の構築
- ③ 自然共生型まちづくり
- ④ 環境衛生

INFO

■草加市みどりの基本計画が対象とする「みどり」

草加市みどりの基本計画では、公園・広場、街路樹、農地、河川・水路沿いの水辺の緑地のほか、公共施設や民有地の花や緑（建物の緑化スペースや住宅地の生垣・庭等）などを包含する言葉を「みどり」として定義しています。



* 親水空間…川や水辺が持つレクリエーション機能、心理面、空間面での効果等に目し、人が水と親しめるようにしつらえられた空間のこと

*1 循環型社会……有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会

*2 再生可能エネルギー…太陽光など、自然界により利用する以上の速度で補充されるエネルギー

*3 低炭素型まちづくり…都市のコンパクト化、エネルギー利用の効率化等を通じて、CO2 の排出量が少ない都市の実現をめざすこと

1 良好なまちづくり

施策4 良好なまちづくりの推進

■良好な市街地の形成を図ります。

- ・都市計画マスタープランに基づきまちづくりを進め、市内10のコミュニティブロックごとに、地域の皆様との話し合いを通して、都市計画マスタープランに掲げる各地区の将来像を実現するための具体的な行動計画として、地区ごとにコミュニティプランを策定します。
- ・持続可能性を備えたまちづくりを進めるため、周辺環境と調和した柿木地区産業団地の整備を推進するとともに、住工混在などの土地利用の弊害を解消し、今後も良好な市街地の形成をめざし、適正な土地利用を推進します。
- ・新田駅東西口の土地区画整理事業を進めるとともに、谷塚駅西口地区の整備手法について地域住民の意向を伺いながら具体化を進めるなど、駅周辺の都市基盤整備の推進を図り、市内の4駅周辺のまちの特性にあわせ、地域の核づくりを進めます。
- ・様々な都市的課題を解決するため、木造住宅密集地区に対する準防火地域*の指定に向けた検討や、未着手の土地区画整理事業、都市計画道路の今後の在り方の検討など、地域特性に応じた快適な居住環境と、災害に強い安全で良好な市街地の形成に取り組みます。
- ・安心して居住できるよう、既存住宅の耐震化や空き家対策などを推進します。

施策の柱

- ① 計画的な土地利用の誘導
- ② 都市核と地域核の形成
- ③ 良好な市街地の形成
- ④ 良好な住環境の形成

2 安全で円滑な交通

施策5 交通利用環境の改善促進

■市内の交通の利便性を確保します。

- ・バス運行事業者や関係機関と連携しながら、将来にわたって市民の暮らしを支え続ける、分かりやすく利用しやすい公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

施策の柱

- ① 交通利用環境の改善促進

施策6 安全で快適な道路の整備

■道路の機能を確保します。

- ・今後も交通需要の変化に伴い、公共交通政策など他施策とも連携を図りながら、混雑の解消に努めるとともに、超高齢社会に対応できるよう、歩行者や自転車などの交通の安全性、利便性の向上のため、各種道路の計画的な整備を推進するとともに、無電柱化により防災性の向上を図ります。
- ・幹線道路や生活道路の整備とあわせて、既存道路などについても、計画的かつ効率的な維持管理を徹底し、安全で快適な道路網の構築を図ります。

施策の柱

- ① 幹線道路の整備
- ② 生活道路の整備
- ③ 道路の保守

3 安全性の高いまちづくり

施策7 総合的な治水対策の推進

■水害から市民を守ります。

- ・中川・綾瀬川流域整備計画を基本として、流域内の河川や治水施設等の整備を促進するとともに、河川・水路の保全、施設の老朽化に伴う計画的かつ効率的な改修・更新、水防活動体制の充実を図り、総合的な治水対策を推進します。
- ・ハザードマップ等により各地域の危険性を市民に広めて防災意識の高揚を図り、市民とともに水害に強いまちづくりを進めます。

施策の柱

- ① 水害に強い河川等の整備
- ② 河川等の保全

INFO

■日ごろから備えましょう

日頃から水害や災害に備え、家の点検、非常持ち出し品や備蓄品の準備と確認、また、家族間での避難先や連絡方法の確認をしておきましょう。

●インターネット、携帯電話による「雨量」「水位」等の情報提供

国土交通省及び埼玉県では、河川に関する「雨量」「水位」等の情報をリアルタイムで提供しています。

川の防災情報（国土交通省）：<http://www.river.go.jp/>

埼玉県水防情報システム（埼玉県）：<http://suibo.saitama-river.info/>

3 安全性の高いまちづくり

施策8 交通安全対策の推進

■安全な交通環境の確保を図り、交通事故から市民を守ります。

- ・人命尊重の理念に基づき、交通事故のない安全かつ快適な交通環境を実現するため、歩行者、幼児、高齢者、障がい者などの安全通行の確保に努めます。
- ・自動車や自転車の交通の安全かつ円滑な通行を確保するための道路交通環境の整備を進める一方、走行マナーに関する意識啓発や、生涯を通じた交通安全思想の普及などを図ります。

施策の柱

- ① 交通安全の意識の啓発・高揚
- ② 円滑な通行の確保

INFO

■様々な機会を捉えた交通安全啓発

交通安全教室やイベントを開催し、各年代に適した効果的な交通安全教育を行っています。また、広報そうか等の広報媒体を活用し、広く交通ルールを周知することにより交通事故を防止します。



小・中学校での交通安全教室

■自転車損害保険等への加入義務化

埼玉県では、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正により、自転車損害保険等への加入が義務となりました。

自転車による交通事故でも高額な損害賠償責任を負うことがあるため、「入って安心!RinRin（りんりん）そうか」のような個人賠償責任補償が付帯された自転車損害保険等への加入を推進していきます。



施策9 危機管理体制の強化

■災害に強いまちづくりを推進します。

- ・市民一人ひとりが災害対応力を養っていくために、防災意識の高揚を図ります。
- ・自主防災組織*1や避難所運営組織*2の仕組みをもとに、地域における防災訓練をはじめとする取組を推進し、地域の自主防災体制の構築を図ります。
- ・大規模災害の対応に備えた設備等の拡充などを進めます。
- ・適切かつ円滑な応急対応及び復旧・復興が実現できるよう、地域、草加八潮消防組合及び事業者との連携と協働によって、自助・共助・公助*3による災害に強い安全で安心なまちづくりを推進します。

施策の柱

- ① 災害対応力の強化及び危機管理体制の構築
- ② 消防力の強化
- ③ 地域防災力の強化

INFO

■草加八潮消防組合について

草加八潮消防組合は、広域化により、2署4分署体制になります。消防広域化によるスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、管内約34万人の安全・安心を確保するため、さらなるサービスの向上をめざしています。平成28年度（2016年度）には、管轄人口規模が30万人を超えたことから、消防力の強化を図るため、高度救助資機材等を積載できる救助工作車を更新整備したことにより、従来配備していた特別救助隊2隊のうち1隊を高度救助隊に格上げ編成しました。平成30年度（2018年度）には、高度救助隊が埼玉県特別機動援助隊の登録部隊となったことから、通常の災害活動に加えて同援助隊の一員として、県内で発生した災害現場に出動し、関係機関と連携する中で、迅速な人命救助活動に邁進しています。

また、広域化することにより、地域との関わりが希薄にならないよう、構成市と緊密に連携するとともに、構成市それぞれの消防団との連携や団員の充足に努めています。

施策10 防犯対策の推進

■市民の防犯意識を高め、犯罪を減少させます。

- ・草加市安全安心まちづくり推進条例に基づき、地域市民との協力や関係機関との連携による防犯思想の普及促進、防犯体制の確立、防犯施策の総合的な推進を図り、特殊詐欺等の犯罪のない、明るく住みよいまちづくりを推進します。

施策の柱

- ① 防犯意識の普及・啓発
- ② 防犯対策

*1 自主防災組織……市民が自主的にその地域の防災対策の確立のために結成する組織であり、本市では町会単位を設立基準としている

*2 避難所運営組織……住民によって災害時の避難所の設置と運営ができるよう訓練を実施した組織

*3 自助・共助・公助…自助は自分や家族のことを自ら行うこと、共助は近隣などで助け合うこと、公助は行政や公的機関が実施・支援すること

～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

3 安全性の高いまちづくり

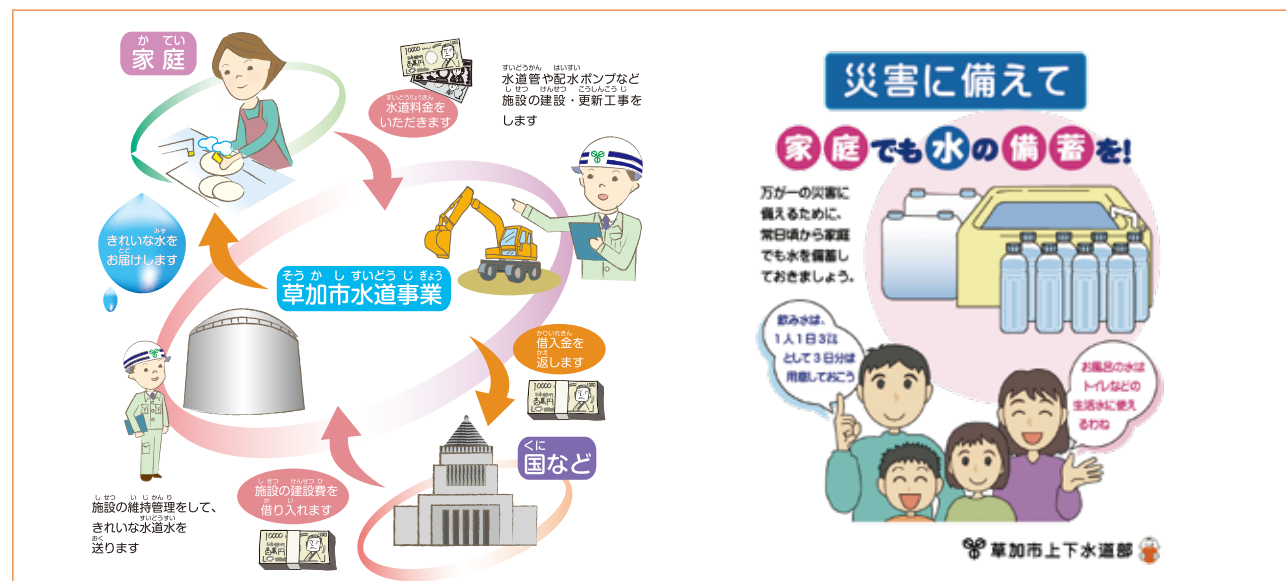
施策11 安全で安定した水の供給

■市民の求める安全で良質な水の安定供給を図ります。

- ・今後も引き続き、安全で安定した水の供給を行っていくため、老朽化した施設の更新と耐震化を効率よく実施していきます。
- ・水道事業は地方公営企業法の適用を受け、水道料金を主財源とする独立採算性のもとで企業を運営していることから、費用と収益の収支バランスを見ながら、安全で安定した水の供給を図っていきます。

施策の柱 ① 良質な水の安定供給

INFO



■水道事業の仕事としくみ

水道事業は、水道法という法律に基づいて「安心して飲める水を24時間365日送り続けること」を目的として、古くなった水道管の取り替えや水質検査など、いろいろな仕事をしています。

水道事業の経営に必要な費用は、主に皆さんから納められた水道料金でまかっています。

■災害に備えて水の備蓄を

水道事業では、災害に備える取り組みを進めていますが、大規模な災害が発生した場合には、断水する恐れがあります。

このような時は、指定避難所である小中学校32か所、水道庁舎1か所及び浄配水場5か所で応急給水を行います。災害の規模や状況によっては、応急給水に時間がかかる場合もありますので、ご家庭でもペットボトル水など飲料水の備蓄をお願いします。

人間が生命を維持するために必要な飲料水の量は、1人1日約3リットルとされています。これに家族の人数分が必要となります（目安は3日分）。

施策12 安定した汚水処理の推進

■良好な生活環境を守るため、汚水処理を安定的に行います。

- ・今後も引き続き公共下水道の整備を進めるほか、施設の老朽化による危険箇所などについて、計画的な修繕などを行い、安定した汚水の処理に努めます。

施策の柱 ① 安定した汚水処理の推進

INFO

■草加市のマンホールカード

業界・分野の枠を超えて産学官が連携し、下水道に関する広報活動を展開している「下水道広報プラットフォーム（GKP）」が活動の一環として、地方公共団体と共同でカード型下水道広報パンフレット「マンホールカード」を発行しています。

マンホール蓋はそれぞれの自治体において、ご当地の名所や特産品をあしらったデザインを施して製作されています。

マンホールカードは、こうしたデザインマンホール蓋が市民の関心を集める中、今まで下水道を気に留めていなかった方々には関心の入口として、既に関心を寄せられている方々にはマンホールの先にある下水道の大切さをより深く理解していただくことを目的としています。

マンホールカード【パリポリくん】



(表)



(裏)

マンホールカード【百代橋と松並木】



(表)



(裏)

配付状況によっては在庫を確保できない場合がありますので、ご了承ください。

1 にぎわいの創出とものづくりの発信

施策13 地域とともに栄える産業の振興

■市内産業の活性化を図ります。

- ・にぎわいの創出のため、意欲ある商店街や草加市商店連合事業協同組合が実施する活性化の取組等を支援します。
- ・周辺地域の活性化のため、リノベーションまちづくり*の推進や創業支援に取り組めます。
- ・中小企業の経営の革新や安定化を図るため、独自性のある製品・サービスの開発、PR等を支援します。
- ・労働力の確保のため、労働・雇用環境の整備、設備投資、情報発信等に取り組む企業を支援します。
- ・草加せんべい、皮革、ゆかた染めといった地場産業の育成を図るため、事業者の取組を支援します。
- ・都市農業の安定的な継続と発展を図り、豊かな暮らしを支えるため、多様な機能が発揮される都市農業を推進します。

施策の柱

- ① にぎわいの創出
- ② ものづくりの振興
- ③ 中小企業の経営支援
- ④ 地場産業の育成
- ⑤ 都市農業の振興

INFO

■リノベーションまちづくり

草加市では、平成27年度（2015年度）からリノベーションまちづくりに取り組んでいます。リノベーションまちづくりは、リノベーションスクール（実在する空き家などを題材に、地域経営課題の解決につながる自らが行う事業計画を3日間で検討し、提案するワークショップ）をエンジンとして推進されています。



* リノベーションまちづくり…民間主導・公民連携により、遊休不動産を活用し、地域の課題の解決につながる新しい産業を生み出し、コミュニティの形成や都市型産業の集積を図ることで、地域のにぎわいや雇用を創出するまちづくり

施策14 おもてなしの心が息づく観光の振興

■本市の観光の魅力向上を図ります。

- ・観光基本計画に基づき、観光資源をネットワーク化し、既存の観光資源を念頭に、歴史文化、産業やイベントなどを活用して、新たな観光施策の創出を図るとともに、情報発信の対象となる市内外の各ターゲット層に効果的な訴求力で草加の魅力进行、草加のブランド力の向上を図り、多くの方々が訪れるまちをめざします。

施策の柱

- ① 魅力ある観光の推進

2 心地よい風景づくり

施策15 心地よいまちづくりの推進

■美しい景観を創出するとともにだれもが安全に不自由なく利用できる施設を整備します。

- ・景観計画に定める市内10のコミュニティブロックごとの景観づくりの方針に基づき、景観づくりの取組を進めるとともに、コミュニティプランとの相互調整を図り、地域のまちづくり活動につながることをめざします。
- ・「にぎわい交流エリア」一帯を、景観の重点地区として保存・管理に努め、にぎわいづくりや交流の創出につながる新たな景観づくりの取組を進めるとともに、まちづくりが進んでいる地区においても、地区の特性に応じた良好な景観づくりを進めます。
- ・ユニバーサルデザイン*やバリアフリーの考え方に基づいた施設や環境の整備などを推進し、だれもが尊重され個性を発揮できる、草加らしい心地よいまちづくりを展開します。

施策の柱

- ① 生活風景の創出
- ② だれもが利用しやすいまちづくり

INFO

■草加らしい景観資源

歴史的な建築物やお祭り、せんべい店などの歴史・文化・伝統に根差した旧町地区や、国指定名勝に指定された草加松原周辺は、この先も守っていくべき重要なまちなみ景観です。



草加松原のまちなみ



旧町地区のまちなみ

* ユニバーサルデザイン…年齢、性別、国籍、個人の能力差などにかかわらず、できる限り幅広い多くの人に対応しようという考え方と、そうした考えに基づき工夫された用具・建物などのデザイン

1 活力と生きがいのある高齢社会

施策16 総合的な高年者施策の推進

■高年者の自立と社会参加を図ります。

- ・多様化する高年者福祉ニーズを的確に把握し、有効かつ適切な施策を展開できるよう「草加市高年者プラン」でその目標を定め、市民や地域、事業者などと連携しながら、介護保険制度の持続可能性を確保し、各施策を着実に推進していきます。

施策の柱

① 高年者の自立支援

② 社会参加と生きがいづくり

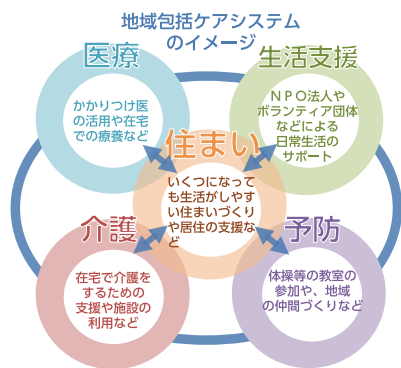
③ 介護保険制度の円滑な実施

INFO

■地域包括ケアシステムの実現をめざして

●「医療・介護・予防・住まい・生活支援」を一体的に提供

本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、住み慣れた地域でいつまでも元気に、困った時には連携して助け合う仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を地域の皆さんや関係団体等と協力しながら進めています。



2 みんなで取り組む子育て

施策17 児童福祉の推進

■子育て環境を整備し、子どもたちの健全な育成を図ります。

- ・待機児童対策や保育園の耐震化を推進するとともに、総合的・計画的に子育て支援体制の充実や、子育て世代及び子どもにやさしい環境の整備を進めていきます。
- ・今後も引き続き、総合的な情報の提供などにより、地域ぐるみでの子育てを支援し、障がいの有無や家庭環境にかかわらず、全ての子どもたちの健全な育成と福祉の推進を図っていきます。

施策の柱

① 子育て支援の推進

② 安全安心な保育の推進

③ 子どもの発達支援

④ 子育て世帯への経済的支援

施策18 目指す「草加っ子」(15歳の姿)を育む幼保小中を一貫した教育の推進

■変化の激しい社会を生き抜くことのできる、自ら学び、心豊かに、たくましく生きる「草加っ子」を育成します

- ・知（自ら学び）・徳（心豊かに）・体（たくましく）のバランスのとれた目指す「草加っ子」(15歳の姿)の実現に向け、園・学校・家庭・地域が一層の連携のもとに、0歳から15歳までの子どもの育ちを見通した教育課程の編成などを通じて、幼保小中を一貫した教育に取り組みます。
- ・児童生徒の基礎・基本の徹底を図るとともに、学力の向上につながる、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等の向上を支援するため、アクティブ・ラーニング*を推進します。また、児童生徒が読書に親しむ環境の充実を引き続き図ります。
- ・道徳教育、環境教育、音楽教育、読書活動等を通じて、社会生活の決まりや人との関わり方、基本的モラルを習得した心豊かな児童生徒の育成をめざします。また、いじめや不登校などの学校生活の諸問題に対して、だれでも気軽に相談できる柔軟な体制の充実を図ります。
- ・明るく豊かで活力のある生活が営めるよう、運動に親しみ、生活習慣を改善し、日常的に運動する児童生徒を育成します。また、健やかな体づくりのため、地産地消による学校給食、食育、学校保健の充実を図ります。
- ・障がいの有無や家庭環境にかかわらず、全員が等しく教育を受けられるよう、一人ひとりのニーズに応じ、関係機関と連携した支援の充実を図ります。
- ・質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実を図り、指導力の向上をめざします。あわせて、取り組むべき教育課題に対応した研究を推進し、市内各校へその成果と効果的な方策を広げます。

施策の柱

① 子ども教育の連携の推進

② 自ら学ぶ「草加っ子」の育成

③ 心豊かな「草加っ子」の育成

④ たくましく生きる「草加っ子」の育成

⑤ 多様なニーズに対応した教育と支援の充実

⑥ 「草加っ子」の学びを支える指導力の向上

INFO

■目指す「草加っ子」(15歳の姿)とは

草加市の全ての子どもが、15歳までに身に付けてほしい力を「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる」と定め、知・徳・体それぞれ、具体的な姿を示したものです。

自ら学び	・基礎的、基本的な知識や技能を身に付け、活用することができる ・意欲や目標をもって自分から活動や学習に取り組むことができる など
心豊かに	・自分を大切な存在だと思えることができる（自己肯定感の育成） ・他人を大切にし、思いやることができる ・時と場に応じて、自分の感情を抑えたり我慢したりすることができる など
たくましく	・「早寝早起き朝ごはん」の習慣が身に身に付いている ・時と場に応じて、身だしなみを整えることができる ・身の回りの整理整頓ができる など

* アクティブ・ラーニング… 一方的な講義形式とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称

2 みんなで取り組む子育て

施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

■学校と家庭・地域が一体となって子どもたちの健やかな成長を支える持続可能な仕組みを構築します。

- ・0歳から15歳までの全ての子どもに、これからの時代を生き抜く力や、地域への愛着と誇りを育むため、地域住民や保護者等が学校運営に参画することを通じて、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの成長を支える上での目標や課題を共有し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ・親が親として育ち、親としての力を付けるための学習機会の提供など、子どもたちの「生きる力」の基礎となり、教育の出発点であり重要な役割を担っている家庭教育への支援をさらに推進します。

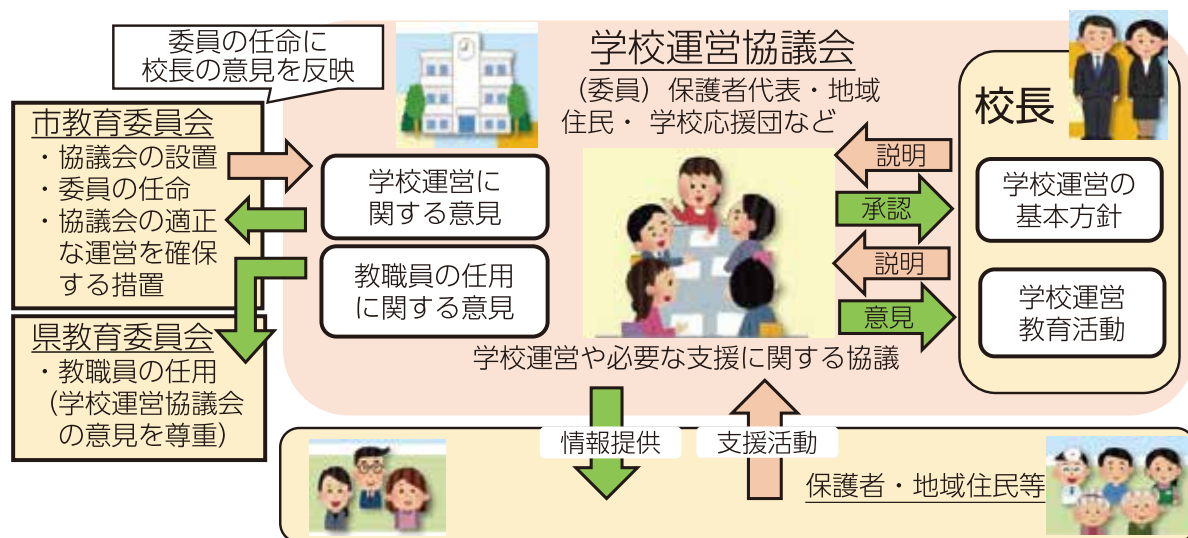
施策の柱

- ① 地域とともにある学校づくりの推進
- ② 家庭教育への支援

INFO

■コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入

コミュニティ・スクールとは、学校と地域が目標を共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するための仕組みです。



施策20 教育環境の整備・充実

■子どもたちが安全で快適に学習できる教育環境を確保します。

- ・「草加市公共施設等総合管理計画」「草加市学校施設整備基本方針」「長寿命化計画」等に基づき、計画的に学校教育施設の改修や長寿命化を進め、安全で安心して学習できる教育環境を整備していきます。
- ・教材・備品の整備・充実とともに、教育の情報化に対応した学習環境の整備・充実を図り、児童生徒のコミュニケーション能力、課題解決能力、情報活用能力を育成し、情報モラルの向上のため、ICTを活用した効果的な教育活動に取り組みます。

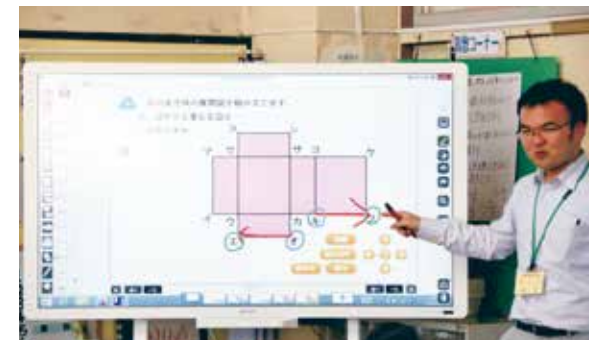
施策の柱

- ① 安全安心な学校教育施設の整備・充実
- ② 学習環境の整備・充実

INFO

■ICT（情報通信技術）を活用した授業風景

教科書やノートなどの様々な情報を大画面にテンポよく映し出し、児童生徒の興味・関心を高め、クラス全体の集中力を持続させると同時に、「学び合い学習」を促進します。ICTの活用による学習環境の整備が進み、苦手意識の克服や、学力向上など様々な効果が生まれています。



2 みんなで取り組む子育て

施策21 子ども・青少年育成の充実

■ふるさと意識の持てる子ども・青少年を育成します。

- ・家庭、学校、地域社会、子どもや青少年関係団体など、広範な市民が相互の協調と連携の輪を広げるとともに、子どもの居場所づくりや、子どもや青少年自身の主体的な活動を支援・推進する各種事業を展開することにより、本市をふるさとと感じる、次代を担う健全な子どもや青少年を育てていきます。

施策の柱

- ① 子どもの居場所づくり
- ② 青少年育成の推進

INFO

■子どもたちが安全安心に過ごせる「放課後子ども教室」

放課後や学校休業日に、小学校の施設を利用し、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所である「放課後子ども教室」を開設しています。

子どもたちが今日では失われがちな仲間・時間・空間を取り戻し、地域の大人から遊びを教わったり、友だちと遊んだり、宿題をしたり自由に過ごすことができます。



谷塚小学校「たんぽぽ」



草加小学校「こどもひろば」

3 とともに暮らす地域づくり

施策22 市民自治の推進

■市民の自主的・主体的なまちづくりを支援します。

- ・新たなまちづくりの取組として進める「コミュニティプラン」をもとに、多様な主体のまちづくりへの参画を促すとともに、地域の人材の発掘・育成を進め、行政内部についても、庁内横断的な体制づくりや計画策定により、地域のまちづくりのコーディネーターとして支援します。
- ・「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の検証を受け、新しい市民自治の仕組みを検討します。
- ・地域のまちづくりにおける中心的役割を果たす町会・自治会の重要性を周知し、加入及び参加の促進に取り組みます。
- ・町会・自治会に対しては、活発な活動を支援するため、引き続き資金面での補助等を行います。
- ・主体的なまちづくり活動を行う団体に対しては、ふるさとまちづくり応援基金等の様々な支援策について更新・充実させます。

施策の柱

- ① 地縁活動の推進
- ② 市民活動の推進

施策23 地域福祉の推進

■全ての市民が、障がいの有無や介護の必要性にかかわらず、地域社会の中でその人らしく、いきいきと安心して暮らすことのできる環境を整備します。

- ・地域における支え合いとして、地域住民、町会・自治会、企業、商店、ボランティア団体、NPO、福祉関係者、教育関係者等の様々な人が地域福祉に参画できるよう、意識の形成や参画支援、活動支援、情報提供等を通して、コミュニティプランとの相互調整を図りながら、コミュニティブロックごとに地域力の強化に取り組みます。
- ・地域で解決する仕組みづくりとして、地域での生活のしづらさや困りごとに伴走的な支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の相談体制づくりや福祉人材の育成に取り組みます。
- ・行政内部においても、ソーシャルワーカーを配置し、複合的な課題や制度の狭間にある課題について、組織を横断して支援ができるよう、包括的な相談支援体制の整備に努めます。

施策の柱

- ① 地域福祉活動の推進

3 とともに暮らす地域づくり

施策24 就労支援・勤労者福祉の推進

■就労支援等及び勤労者福祉の推進を図ります。

- ・引き続き、労働講座や就労の安定に係る各種情報の提供、相談業務の充実に努めるとともに、少子高齢化の急速な進行に伴う労働年齢の構造的変化などの各種課題に対応するために、関係機関と連携を図りながら、若年者、高年者、障がい者及び女性の就労支援等及び勤労者福祉を推進します。
- ・雇用情勢は改善傾向にありますが、今後も、正社員を希望する非正規雇用労働者の正規雇用化や、就労の安定、処遇の改善に取り組むほか、ハローワークをはじめ、国の機関や埼玉県、さらには商工会議所などの諸団体とも連携・協働を図りながら、就労支援等の推進・拡充を図り、市としての取組を強化します。
- ・勤労者がゆとりを持って、豊かで安定した生活を送ることができるよう、教養・文化の向上と福祉の増進に寄与する勤労福祉会館の運営を行います。

施策の柱

- ① 就労の安定支援
- ② 勤労者福利厚生の実施

INFO

■就労支援の取組

●内職相談

子育てや介護など家庭生活を大切にしながらできる仕事（1日4～5時間）が内職です。今までの職歴を生かしたい方、手先が器用で細かい作業が好きな方など希望を聞きながら内職をあっせんしています。

●求人情報等の提供

ハローワーク草加及びハローワーク越谷からの求人情報、草加市シルバー人材センターからのしごと情報を市内公共施設に配置し、また、求人情報を市ホームページに掲載しています。

●セミナー等の開催

ハローワーク草加や埼玉県、草加商工会議所など関係機関と連携を図りながら、求職者を対象とした就職セミナーや就職説明会を開催しています。

■就職したいすべての方へ

草加市と埼玉県セカンドキャリアセンターが共催で就職したいすべての方を対象に経験豊かなキャリアコンサルタントとの就職相談を通じて、職業紹介や就職支援セミナーを実施しています。

なお、女性向けセミナーでは、託児サービスを無料で利用できます。



施策25 障がい者福祉の推進

■障がい者が安心して生活ができるようにします。

- ・「年齢や障がいの程度にかかわらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築をめざすこと」、「市民が安心して生活できるまちをめざすこと」の2点を基本方針とし、引き続き、「草加市障がい者計画」、「草加市障がい福祉計画」に基づき、ノーマライゼーション*の普及、自立と社会参加の促進やバリアフリー化の促進などの諸施策を行い、障がい者福祉の推進を図ります。

施策の柱

- ① 自立と社会参加の支援
- ② 在宅要介護者の支援
- ③ 障がい者の更生援護

INFO

■ヘルプカード

災害時や日常生活で困ったときに提示し支援を求めます。

緊急連絡先や障がい、病気の特徴、飲んでいる薬、アレルギー、かかりつけ医、配慮してほしいことを書き込めます。



■ヘルプマーク

外見上は健康に見えても、疲れやすく、同じ姿勢を保つことが困難な人や災害時などに自分で安全に移動することが困難な人もいます。

ヘルプマークを付けている人を見かけたら、優先席の利用、駅などでの声かけ、災害時の避難支援など配慮をお願いします。



施策26 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援

■生活保護世帯・生活困窮者が社会的に自立できるように支援します。

- ・様々な原因により自力では生計を維持できず生活困窮に陥った、又は陥る可能性のある市民に対し、それぞれの世帯の状況に応じた自立支援を行います。

施策の柱

- ① 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援

* ノーマライゼーション… 障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人もだれもが、個人の尊重が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の社会であるとする考え方

3 とともに暮らす地域づくり

施策27 国際交流・地域間交流の推進

■様々な交流を通して相互の文化を理解します。

- ・国際交流については、海外の姉妹都市・友好都市との相互交流を通じて、異なる文化や生活習慣に関する市民の理解を深め、草加市国際交流協会などの市民団体と協働し、事業を推進していきます。
- ・多文化共生については、国際相談コーナーにおける国際理解啓発事業、言葉や文化の違いに配慮した生活適応支援等、様々な形での交流を実践し、本市における「多文化共生社会」をめざします。
- ・地域間交流については、姉妹都市昭和村との交流活動の情報発信に努め、市民の積極的な参加を促進することにより、姉妹都市と交流を充実させることで、相互理解の充実を図ります。

施策の柱 ① 国際交流・地域間交流の推進

INFO

■ご存知ですか？ 草加市の姉妹・友好都市

●福島県昭和村

昭和村（福島県大沼郡）は、猪苗代湖の南西に位置する人口約1,250人ほどの豊かな自然が息づく山村です。特産品に、からむし（苧麻）の糸で織った「からむし織」製品（着物、小物など）、カスミソウがあります。

●カーソン市

カーソン市はロサンゼルス郡にある約人口約 92,000 人の都市で、昭和 54 年に姉妹都市を提携して以来、青少年使節団の相互派遣（ホームステイを交互に実施）、市民使節団の派遣など、幅広く市民の有効交流事業を行っています。

●安陽市

安陽市は中国の内陸部にあり人口約 592 万人の都市です。中国 7 大古都の一つで、中国古代王朝の一つである殷の時代の遺跡「殷墟」からは、漢字の起源といわれる「甲骨文字」が発掘されています。



施策28 人権の尊重

■人権尊重の精神を養います。

- ・人権を侵害しない、人権侵害を絶対に許さない、という確固たる人権意識の醸成・高揚のさらなる推進を図ります。
- ・男女共同参画社会の実現に向け、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場面で、固定的性別役割分担意識の是正、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、配偶者等からの暴力防止等の各種取組を推進します。

施策の柱

- ① 平和への貢献
- ② 人権啓発の推進
- ③ 人権教育の推進
- ④ 男女共同参画社会の実現

4 草加らしい豊かな暮らし

施策29 学びの成果が発揮される生涯学習の推進

■市民が自発的意志に基づいて、自己に適した手法・方法を選び、生涯を通じて主体的に学習をするライフスタイルの形成を図ります。

- ・市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や様々な手法による学習機会を提供するとともに、習得した技能や知識を地域づくりに還元していくことを、他施策との連携を図る中でめざします。
- ・公民館・文化センターなどの施設については、新たに策定する長寿命化計画を踏まえ、大規模改修などの長寿命化対策に取り組むとともに、地域の生涯学習活動の拠点として、地域資源としての、大学、NPO法人、サークルや団体などの学習資源を活用し、市民の学習機会の充実に向けた取組を進めます。
- ・「草加市文化財保護指針」に基づき、本市の文化財の保護の他、「おくのほそ道の風景地 草加松原」については、周辺環境に配慮しながら、その保存・活用を図り、後世に継承していくとともに、文化財への理解を深めるための取組を進めます。
- ・図書館サービスでは、学校・家庭・地域において、市民が読書に親しむ環境を充実させるとともに、ブックリストの配置など読書活動に関する啓発・広報を推進します。
- ・中央図書館と公民館図書室や小学校を活用した地域開放型図書室等を結び図書館ネットワーク、他の公立図書館との相互貸借、獨協大学図書館との連携、電子書籍貸出など既存のサービスの利用方法を広く周知し市民が読書に親しむ機会を増やしていきます。

施策の柱

- ① 生涯を通した多様な学習機会の充実
- ② 公民館・文化センターの整備と生涯学習環境の充実
- ③ 文化遺産の発掘・保存・活用の計画的、継続的な取組の推進
- ④ 読書活動を支える図書館サービスの充実

4 草加らしい豊かな暮らし

施策30 草加らしい文化の創造

■草加らしい文化を創造します。

- ・草加市文化芸術振興条例に基づき、おくのほそ道のゆかりなど、草加の歴史を尊重し、草加に息づくにぎわいと活気にあふれた文化芸術の振興、向上及び発展を図るため、文化芸術の継承、保護に係る活動、学びの場における取組の支援など、文化芸術活動を推進するために必要な措置を講じ、草加らしい文化芸術の振興を推進していきます。

施策の柱 ① 草加らしい文化の創造

INFO

■草加と『おくのほそ道』

草加市は、俳人松尾芭蕉が『おくのほそ道』の旅の冒頭に訪れ、「其の日漸う草加という宿にたどり着きにけり」という言葉を残した歴史ある宿場町です。

元禄2年（1689年）3月27日、俳聖・松尾芭蕉は、我が国を代表する紀行文学『おくのほそ道』の旅で、第一日目の感慨を「その日ようよう 草加という宿に たどり着きにけり」と示しました。この日、門人の河合曾良とともに江戸深川を発った芭蕉は千住で舟を上がり、見送りの人々に別れを告げ、前途三千里の歩みを進めます。草加市には、二人が歩いた日光街道や草加宿、荷船の往来でにぎわった綾瀬川など、当時の面影が今なお各所で息づいています。



■国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」

日光街道の名所として、かつては「千本松原」ともいわれてきた草加松原は、江戸時代の初期に松が植えられたとの伝承を残しています。しかし、その後の長い年月を経て、昭和40年代には環境の変化により成木が70本程度にまで減少する中、多くの市民の取組が功を奏し、復活を見ました。そして平成26年（2014年）3月18日、『おくのほそ道』の雰囲気や今に伝える風致景観の一つとして、国の名勝に指定されました。



施策31 スポーツの推進

■だれもが、いつでも どこでも いつまでも スポーツに取り組める環境をつくります。

- ・「草加市スポーツ・健康づくり都市宣言」をしている本市では、子どものスポーツ環境の整備や障がい者スポーツの推進をはじめとした様々な取組を進め、全ての市民が生涯にわたり、スポーツを通じて健やかな心と体をつくり、連帯の輪を地域に広め、健康な明るいまちづくりを進めていくことをめざします。
- ・より多くの人々がスポーツに親しめるよう、施設の適切な管理運営や団体及び民間企業との連携、教室や大会などの開催により、スポーツ振興を図るとともに、地域団体と連携し、運動習慣のない人が体を動かす習慣を身に付けるよう積極的に働きかけ、ウォーキングやラジオ体操など、だれもが取り組みやすい運動の普及による、スポーツを通じた健康づくりを推進します。
- ・既存施設や学校体育施設の有効活用により、スポーツ指導者とスポーツ団体の育成・支援を行います。あわせて、スポーツ推進委員を主体として地域スポーツを推進し、コミュニティの醸成を図ります。
- ・スポーツによる健康づくりの拠点となるよう、市北東部における既存施設の整備・更新、中川河川敷の活用を進めるなど、総合的にスポーツを推進します。

施策の柱

- ① 生涯スポーツの推進 ③ スポーツを通じた健康づくりの推進
② 地域におけるスポーツ活動の推進

施策32 消費者の自立と支援

■消費者としての権利の尊重とその自立を進めます。

- ・今後、不当行為や消費者事故などは、さらに複雑・多様化することが予想されるため、啓発事業の展開によって、知識の習得や被害の回避を行うとともに、実際の被害救済や被害拡大の防止に努め、相談事業を通じて、様々な消費者事故などの情報を収集します。
- ・「草加市いきいき消費生活条例」に基づき、消費者の権利を尊重するとともに、市民が環境などに配慮した消費生活を営むことができるよう、必要な施策を講じ、消費者一人ひとりが主体的に消費生活に関する情報収集に努めながら、考え、行動できる自立した消費者となるよう、消費者団体などと連携しながら支援に努めます。
- ・安全で豊かな市民生活を営むことができるよう、消費者としての権利の尊重と、様々な自立支援を進めます。

施策の柱

- ① 消費者としての権利の尊重と自立支援

4 草加らしい豊かな暮らし

施策33 心と体の健康づくり

■運動、栄養管理、疾病の予防、早期発見などを通して、市民の心と体の健康づくりを促進します。

- ・「草加市スポーツ・健康づくり都市宣言」の趣旨に基づき、市民一人ひとりが、自分の健康は自分でつくるという自助の考え方を基本として、健やかで心豊かに生活ができる活力ある社会をめざし、心身の健康の保持・増進を図り、健康寿命延伸のための総合的な施策を推進します。
- ・乳幼児から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じた保健事業の実施や、母子保健に関わる相談体制の充実、一次予防を中心とした生活習慣病対策の推進、高齢者の介護予防などの支援を行い、世代を超えた健康づくりの普及啓発に取り組みます。

施策の柱

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 健康づくりの啓発と実践 | ④ 国民健康保険の推進 |
| ② 乳幼児・妊産婦への健康支援 | ⑤ 高齢者医療制度の推進 |
| ③ 成人・高齢者への健康支援 | |

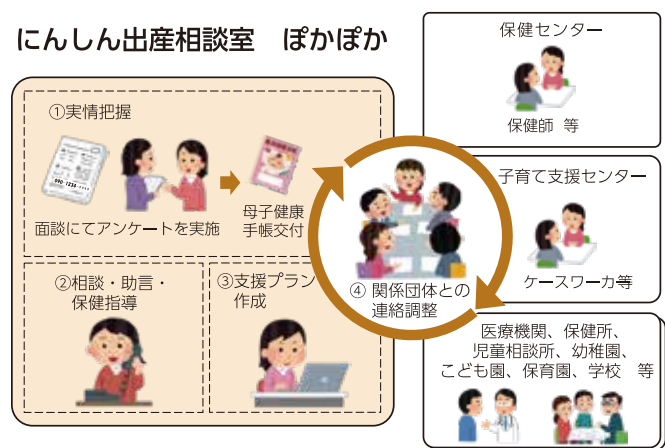
INFO

■草加市子育て世代包括支援センター「にんしん出産相談室 ぽかぽか」

- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うワンストップ窓口
妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行います。

●業務内容

- ①妊産婦の実情を把握し、母子健康手帳を交付します。
- ②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。
- ③必要に応じ、個別の妊産婦を対象とした支援プランを作成します。
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行います。



施策34 医療環境の充実

■安全で安心な医療環境の実現をめざします。

- ・一次、二次医療*の適切な利用が浸透するよう普及・啓発活動を進めるとともに、医療機関がそれぞれの機能を十分発揮できるよう、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの協働により、地域における医療環境の充実を図ります。
- ・市立病院については、地域の中核病院として、総合的・急性期医療を基盤に、高度専門医療、二次救急と地域医療連携の充実に努めるとともに、災害拠点病院としての体制強化も図り、災害時対応へのより一層の充実に努めます。

施策の柱

- ① 地域医療体制の推進
- ② 市立病院の健全な運営の推進

INFO

■地域医療連携

- 地域のクリニックや診療所の先生と一緒に、患者さんの健康をお守りしていきます。

患者さんの居住地域でご自身の体のことをいつでも気軽に相談したり診察できる身近な地域の医師を「かかりつけ医」と言います。かかりつけ医は、健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれます。

市立病院は、救急病院の指定を受けた「二次救急医療機関」として、かかりつけ医から紹介を受けた、検査が必要な人・緊急を要する人・症状が重い人の診療や手術を24時間体制で行う役割を担っています。



* 一次、二次医療…風邪や腹痛など日常的な疾病を対象とし、地域の診療所などで対応するのが一次医療、症状が重く専門性の高い治療が必要な医療が、市立病院などで対応する二次医療

1 市民とともに考え行動する職員

施策35 市民とともに考え行動する職員の育成

■プロ意識を持った、市民とともに考え行動する職員を育成します。

- ・職員は、地域経営を進める市役所を支える大切な人的資源であるとの考えにより、組織の活力を高め、職員一人ひとりの個性を重視した長期的・総合的な人材育成の推進により、市民と接する仕事に対する誇りとプロ意識を持った職員を育成するとともに、人事異動によっても業務の継続性が保てるよう、現行の人事・研修制度を点検し、その課題を整理する中で、開かれた人事制度の確立を図ります。

施策の柱

- ① 職員人材育成の充実
- ② 職員人事制度の充実

2 「地域の豊かさ」を創出するための組織

施策36 市民参画制度の推進

■市民に開かれた市役所を確立します。

- ・「みんなでまちづくり自治基本条例」の理念や規定をふまえ、市民相互及び市民と行政が協働したまちづくりを進めていきます。そのためにも、幅の広い市民参画のための仕組みの整備充実を図るとともに、その周知に努めます。
- ・広聴活動の充実として、引き続き「草加市民アンケート」を実施し、今後の市政運営の在り方の基礎資料としていきます。

施策の柱

- ① 市民参画制度の充実

INFO

■草加市民アンケートについて

草加市では市民の皆様の市政に関する意見を把握するため、昭和40年から市民アンケート（市民意識調査）を実施しています。この調査結果は市政運営の基礎資料として活用しています。

詳しい調査結果は、草加市役所情報コーナー、中央図書館、公民館・文化センターなどに配置する報告書（本編）、草加市のホームページでご覧いただけます。

施策37 社会ニーズへの的確な対応

■社会ニーズに対応した市民サービスの充実を図ります。

- ・マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付利用の普及促進、窓口アンケートの実施などにより、さらなるサービスの充実をめざします。
- ・適切な権限移譲により、地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを推進します。
- ・社会ニーズに的確に対応するため、庁内連携を強め、組織横断的な対応が可能な組織づくりに努めます。

施策の柱

- ① 窓口サービスの充実
- ② 地方分権の推進
- ③ 組織の整備

INFO

■コンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストア等で草加市の証明書が取得できます。

施策38 市役所の情報化の推進

■市役所の情報化を進め、市民の利便性向上と市民サービスにおける課題の解決、市の業務における生産性向上を図ります。

- ・例えば、窓口モニターや市ホームページにおいて、窓口案内や待ち時間を分かりやすく示したり、過去のデータから窓口混雑予想カレンダーを作成したり、タッチパネルやスマートフォンを活用することで申請書の手書き部分を少なくするなど、市役所や施設の窓口の情報化を進めることで、窓口利用者の利便性向上、待ち時間の削減、手続の簡素化等をめざします。
- ・ＩＣＴ（情報通信技術）を効果的に活用していくため、職員のＩＣＴに対する理解能力や操作能力の向上をめざします。
- ・各種手続きをパソコンやスマートフォンから行えるようにする電子申請の利用拡大を図ります。
- ・ＡＩ^{*1}を用いた住民問合わせサービス、ＲＰＡ^{*2}を用いた業務の自動化など、新たなＩＣＴ技術を活用することで、各種課題の解消を進めます。
- ・市民や民間企業等による行政情報の活用を促進し、地域課題の解決等に寄与するため、オープンデータ^{*3}取組を推進するとともに、スマートシティ^{*4}化への備えについて研究します。
- ・情報セキュリティ上の脅威や、システム等の障害に対する対策については、改めて全体的に確認を行い、脆弱な部分を無くすことで、安全で安定的な行政サービスが提供できるようにしていきます。

施策の柱

- ① 市役所の情報化の推進

*1 A I …………… 人工知能：Artificial Intelligence。知的なコンピュータプログラムをつくる科学と技術

*2 R P A …………… ロボットによる業務自動化：Robotic Process Automation。人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの

*3 オープンデータ…行政が保有しているデータを、誰もが二次利用が可能なルールのもとで、かつ利用者が活用しやすいよう、アプリケーションに依存しない形式で公開するもの

*4 スマートシティ…都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区

3 情報公開から情報共有へ

施策39 市政の透明性・公平性の充実

■市政の透明性・公平性を高めます。

- ・単に情報を公開するだけでなく、市民と行政が情報を共有できるよう、個人情報の保護等に十分に配慮し、情報提供を行っていきます。
- ・市民と行政が共通認識に立つためには、市政を広く周知する手段として、広報紙やホームページは重要な手段であり、「市民に伝えたか」ではなく、「市民に伝わったか」という視点で、分かりやすく工夫した情報発信を行っていきます。
- ・ユニバーサルデザイン*の考え方にに基づき、だれもが素早く、確実に必要な情報を入手できるよう、媒体や伝達手段、表現、表示方法等を工夫していきます。

施策の柱 ① 市政の透明性・公平性の充実

4 経営手法の導入

施策40 計画的で効果的な行政の推進

■中長期的な視点から財政収支を見通し、効果的な行政を推進します。

- ・計画－実行－検証－改善の仕組みをさらに強化し、限られた財源の中で、確実に施策の目標を実現することができるよう、実施計画による進行管理等により、計画的に事務事業を執行するとともに、市民に対する施策の透明性の確保に努めます。
- ・中長期的な視点に立った財政収支の見通しを示しながら、その枠の範囲内で、より効果的な事業の組み立てを行うとともに、各種施策を着実に実施するため、自主財源の確保に努めるとともに、国・県等の制度の適切な活用を図ります。
- ・公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理・活用を推進します。

施策の柱 ① 計画行政の推進 ② 健全な財政運営 ③ 財源の確保 ④ 効果的効率的な資産活用

施策41 質の高い広域連携の推進

■他自治体や大学、企業等との連携により効果的に行政サービスを提供します。

- ・様々な行政課題に対し、これまで行ってきた近隣市町との連携を基礎に、公共施設などの共同整備、災害時の協力を見据えた遠方自治体との連携など、新たな連携のあり方を模索していきます。
- ・ますます多様化・高度化する行政ニーズに適切に対応するため、行政にはない専門知識や実務経験を有する大学や企業など、様々な分野で質の高い連携を広域的にさらに深めていくことによって、複雑多岐にわたる行政課題に適切に対応していきます。

施策の柱 ① 他自治体、大学、企業などとの連携の推進

INFO

■「草加市・獨協大学協働宣言」

草加市と獨協大学は、これまで様々な分野において協力関係を築いてきました。

今後の少子高齢化などの社会背景から、大学や地方自治体の環境はさらに変化し、直面する課題を、共に考え行動する姿勢が求められています。

私たちは、長年の取り組みを基礎として、次の基本理念のもとに、草加に根ざした絆を深め、豊かなまちづくりに向けて、主体的に協働することをここに宣言します。

(地域の発展)

1 私たちは、草加を基盤として協力し、地域の発展に努め、草加から情報を発信していきます。

(知的財産の交換)

1 私たちは、知的財産を交換し、知恵を共有し、まちづくりに活用していきます。

(人材の育成)

1 私たちは、教育施設や学習機会に提供し、多くの人材を育てていきます。

(相互交流の活性化)

1 私たちは、人々の交流の場を提供し、魅力にあふれる草加をめざしていきます。

平成19年2月14日



■「企業との包括連携協定」

包括連携協定とは、企業等と緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、草加市のより一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的として実施しています。

■「埼玉県東南部都市連絡調整会議」

埼玉県東南部都市連絡調整会議は、埼玉県東南部地域に位置する5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）を構成団体として、埼玉県東南部地域における調和の取れた発展をめざし、広域的な行政課題を解決するため平成3年（1991年）に設立されました。

■「埼玉県南4市まちづくり協議会」

埼玉県南4市まちづくり協議会は、埼玉県南地域に位置する4市（草加市、川口市、戸田市、蕨市）をな課題に対応するために昭和58年（1983年）に設立されました。

*ユニバーサルデザイン…年齢、性別、国籍、個人の能力差などにかかわらず、できる限り幅広い人々に対応した利用しやすいまち、施設、モノ（製品）、環境、サービスなどをつくっていかうとするもの